

第184回 三重県都市計画審議会

議事録

平成29年7月26日

第 184 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 29 年 7 月 26 日 (水)
2. 開会時間 午前 10 時 30 分
3. 閉会時間 午前 11 時 55 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
 - ・第 1 7 7 0 号議案 圏域マスタープランの内容について
 - ・第 1 7 7 1 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
6. 報告事項
 - ・伊賀市の都市計画区域・都市計画の変更について
7. 出席員の議席番号及び氏名

1 番委員	三重大学教授	朝日 幸代
3 番委員	名城大学教授	松本 幸正
4 番委員	三重県建築士会	柳川 貴子
5 番委員	三重県農業会議会長	齊藤 祐次
6 番委員	津商工会議所	松田 弘子
7 番委員	三重県宅地建物取引業協会伊賀支部	井上 かず子
8 番委員	三重大学教授	春山 成子
9 番委員	東海財務局津財務事務所長	黒田 浩二 (代理 加藤 篤史)
10 番委員	中部地方整備局長	塚原 浩一 (代理 岩下 友也)
11 番委員	東海農政局長	田辺 義貴 (代理 山方 正治)
12 番委員	中部経済産業局長	波多野 淳彦 (代理 嶋田 明彦)
13 番委員	中部運輸局長	石澤 龍彦 (代理 後藤 武夫)
14 番委員	三重県警察本部長	難波 健太 (代理 西久保 陽)
16 番委員	三重県町村会	辻村 修一
17 番委員	三重県議会議員	中瀬古 初美
18 番委員	三重県議会議員	田中 智也
21 番委員	三重県議会議員	大久保 孝栄
23 番委員	三重県市議会議長会会長	細矢 一宏
24 番委員	三重県町村議会議長会会長	飯田 徳昭

<事務局>

皆さま、おはようございます。

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から、第184回三重県都市計画審議会を始めたいと思います。

私、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も委員の皆さま方には、ご多忙のところ、ご出席をたまわりましてありがとうございます。

また、平素は、三重県行政とりわけ都市計画行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本日は、平成29年度の最初の審議会となります。本年度もよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、県土整備部長の水谷からご挨拶をさせていただきます。

<水谷部長>

皆さま、おはようございます。

県土整備部長の水谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆さま、ご多忙の中、本当にご出席をたまわりありがとうございます。

今回の審議会から新たに委員をお引き受けいただいた皆さま、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、引き続き委員となっていていただいている皆さまには、継続的なご審議をいただいている案件も多くありますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

現在の都市計画行政の大きな課題の一つは、新たな都市計画区域マスタープランの策定であります。昨年度は、都市計画基本方針について、年間を通じてご審議をいただき、3月の末には基本方針の策定を終えることができました。本当にありがとうございます。

今年度は、次のステップである「圏域マスタープラン」を作成したいと考えております。本日の審議会において、この「圏域マスタープラン」についてもお諮りをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

三重県の実情に即した都市計画になるため、委員の皆さまには専門的な立場や、日頃のご活動に係るお気づきの点など、さまざまなご意見・ご提言をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

このようなこと、いろいろとお願いをして申し訳ありませんが、より良い都市計画行政を進めていくために、皆さまのお力添えをいただきたいと思っておりますので、本日の審議会が実りあるものとなることをお願いして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

さて、本日もご審議いただきます議案は2議案でございます。

まず、本日の資料について、確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、1つ目が「事項書」でございます。

2つ目は、緑色A4サイズの「議案書」1冊でございます。

この議案書は、事前に配布をさせていただいております。もしお忘れになられた方がございましたら、お知らせいただければお渡しをいたします。

3つ目は、「第183回 三重県都市計画審議会 議案の手続き状況」1枚でございます。

4つ目が、「参考資料」を1冊でございます。

5つ目が、「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」1枚でございます。

不足がございましたら、お教えいただきたいと思います。

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

13番委員、中部運輸局長 石澤龍彦 様でございます。

本日は、代理で 後藤武夫 様にご出席いただいております。

<13番委員>

三重運輸支局の後藤と申します。よろしく申し上げます。

<事務局>

はい、ありがとうございます。

14番委員、三重県警察本部長 難波健太 様でございます。

本日は、代理で 西久保 陽 様にご出席いただいております。

<14番委員>

交通規制課長の西久保でございます。よろしくお願いたします。

<事務局>

ありがとうございます。

15番委員、三重県市長会 末松則子 様でございます。

本日は欠席をされています。

17番委員、三重県議会議員 中瀬古初美 様でございます。

<17番委員>

中瀬古でございます。よろしくお願いたします。

<事務局>

ありがとうございます。

19番委員、三重県議会議員 彦坂公之 様でございます。

本日は欠席をされております。

21番委員、三重県議会議員 大久保孝栄 様でございます。

<21番委員>

大久保孝栄でございます。どうぞよろしくお願いたします。

<事務局>

ありがとうございます。

23番委員、三重県市議会議長会 細矢一宏 様でございます。

<23番委員>

おはようございます。名張市議会の議長をさせていただきます、細矢です。

よろしくお願いたします。

<事務局>

ありがとうございます。

さて、朝日会長には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により議長席の方へお願いたしますとともに、これから先の進行につきまして、よろしくお願いたします。

<朝日議長>

それでは、ただ今から、第184回三重県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さまには何かとご多忙の中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

本審議会の議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定によ

り、議長から指名させていただきます。

第3番委員 松本委員

第8番委員 春山委員

のお2人に、署名委員をお願いいたします。

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いします。

<事務局>

報告いたします。

委員総数24名中、委任状のありました6名の代理出席を含めまして、19名の委員のご出席をいただいております。

以上でございます。

<朝日議長>

ただ今、報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員の総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入る前に、まず、審議の公開について、ご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

<朝日議長>

異議はないようですので、公開することと決定いたします。

それでは、本日の傍聴人につきまして、事務局より報告をお願いします。

<事務局>

報告いたします。本日、一般傍聴の方は来られておりません。報道関係の方が1名、来られております。以上でございます。

<朝日議長>

それでは、傍聴人に入場していただきます。しばらくお待ちください。

<事務局>

議長、申し訳ございません、発言よろしいですか。

<朝日議長>

はい。

<事務局>

一般傍聴の方、1名、お越しいただいております。

<朝日議長>

はい。

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方に注意事項をご説明いたします。

傍聴の方々におかれましては、お配りしました「傍聴要領」に従っていただきますよう、お願いいたします。

傍聴の方々には、なお、この規定に違反したときは、注意し、またこれに従わないときは、退場していただく場合がありますので、ご了承願います。

それでは、審議に入りたいと存じます。

議案の審議に先立ちまして、前回の183回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いします。

<事務局>

183回の審議会の手続き状況につきまして、事務局からご報告させていただきます。お手元の資料、ご覧になっていただけますでしょうか。

1枚の、183回の手続き状況でございます。

平成29年3月22日、この隣のホテルで開催させていただきました審議会ですが、第1769号議案「都市計画基本方針の内容について」ご審議いただきました。

この審議の中身ですが、32年に予定をしております今回のマスタープランの基本的な考え方についてご審議をいただき、答申いただいたところでございます。

その後、決裁を受けまして、3月末にこの内容について公表させていただいたところでございます。以上です。

<朝日議長>

以上の報告について、ご質問等ございませんか。

それでは、議案の審議に入りたいと存じます。

さて、本日、ご審議いただきます議案は2議案でございます。

第1770号議案「圏域マスタープランの内容について」、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

三重県県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、第1770号議案「圏域マスタープランの内容について」私から説明をさせていただきます。

議案第1770号「圏域マスタープランの内容について」、スクリーンを用いて説明をさせていただきます。

こちらは、6月8日付けの知事からの諮問書の写しでございます。議案書第1770の1と同じものでございます。

諮問の内容につきまして、趣旨を朗読させていただきます。

「圏域マスタープランの内容について」

三重県では、24の都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定していますが、平成22年を基準年、平成32年を目標年次としていることから、平成32年をめどに改正を行う必要があります。

各区域マスタープランが示す具体的な土地利用方針等は、生活上、結びつきの強い広域圏「圏域」と申しますが、ここにおける都市計画の課題や目標を示す「圏域マスタープラン」を踏まえ、策定することとしています。

平成28年度に策定いたしました「都市計画基本方針」において、通勤・通学・買い物等、日常生活圏における流動の状況等から、5つの圏域、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州において、生活圏が形成されているということが確認されており、圏域マスタープランは、これら5圏域について策定することとしています。

圏域マスタープランの策定にあたって、その内容について、専門的見地から調査・審議をいただくため、お諮りするものです。

ということでございます。

現在、三重県には24の都市計画区域がございまして、ご覧のとおり、生活上の結びつきが強い都市計画区域5つにくくりまして、これを「圏域」というふうに称しています。

各区域マスタープランについては、その属する広域圏の都市計画の目標を「圏域マスタ

ープラン」として明らかにして、これを踏まえて策定することとしております。

平成28年度には、県全体の都市計画の方針を「都市計画基本方針」として取りまとめましたので、次のステップということで、平成29年度は、この広域圏の目標を「圏域マスタープラン」として取りまとめたいということでございます。

国の方で定めております「都市計画運用指針」についても「こういった広域の状況を踏まえて、各都市計画区域のマスタープランを策定することも考えられる」というふうにされています。

次に、都市計画区域マスタープランの全体構成でございますが、ご覧のように3章立てとすることを予定しております。

ご覧いただきますと、第1章のところは「圏域マスタープラン」というふうになってございます。各区域マスタープランの第1章部分には、その属する圏域の圏域マスタープランの内容を組み込むかたちにしてしております。現行の圏域マスタープランも、このような構成になっております。

右側に大まかなスケジュールが併記してございますが、平成29年度にこの圏域マスタープランの内容を検討。そして、平成30年度に、各区域マスタープランの案の内容を検討を行う。そして、一番下になりますけれども、31年度以降は、公聴会の開催、案の縦覧といった都市計画法で定める法手続きに入っていく、そして最終案を、再びこの三重県都市計画審議会にお諮りしてご審議いただきたいというふうに考えております。

次に、圏域マスタープランの策定の体制についてご説明申し上げます。

基本方針にお示ししているとおり「都市計画区域マスタープランは、地域特性に応じたものとする」ということでございます。地域住民の意見も踏まえたうえで策定したいと考えているため、圏域マスタープランの策定の段階では、各圏域ごとに、地元の有識者等、これらの方々、6名から10名程度で構成する「策定検討委員会」を設置して、議論をいただきたいというふうに考えております。

現在、策定検討委員会の設置・開催に向けた準備を進めているところですが、委員の構成といたしまして「都市計画」、「土木」、「交通」、「住宅」、「建築」、「経済」、「金融」、「農林水産業」、「商工業」、「環境」、「文化」といった、各分野の知見を有する方々にバランスよく入っていただけるよう委員の選任をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、各圏域の策定検討委員会には、昨年度、都市計画基本方針に係る当審議会の小委員会でお世話になりました、朝日先生、村山先生、松本先生、柳川先生、井上先生にも、分かれていずれかの委員会にご参加いただいてご指導をいただきたいというふうに考えております。

次に、圏域マスタープランの策定スケジュールについて、説明させていただきます。

本日は、この案件について諮問をさせていただきますが、その後のスケジュールということでございます。

7月～12月に、策定検討委員会のほうを開かせていただいて、その地元の方々の意見等を踏まえて、素案の策定をいたしたいと思っております。

次に、12月には都市計画審議会、この場で、その案について報告をさせていただいて、中間案というかたちでご審議をいただき、ご意見いただきたいと思っております。

これらのご意見を踏まえて、修正をさせていただいたうえで、1月～2月頃にパブリックコメントを実施しまして、2月～3月にかけて、さらに修正案を進めていきたいというふうに考えております。

そして、最後に3月末の都市計画審議会でご最終のご審議をいただきまして、答申をいただきたいといったことで予定を考えております。

以上で、第1770号議案「圏域マスタープランの内容について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

では、3番の松本委員お願いします。

<松本委員>

まず、この「圏域マスタープラン」を策定するということが、これは、すごく特徴があって良いと思います。普通は全体で方針があって、区域マスということだと思います。

三重県はいろんな土地利用がある、土地利用というか、専門的に圏域に分かれているということで、圏域ごとで策定するのは素晴らしいと思っております。

一方でですね、例えば、隣接する圏域での連携とか調整が必要だとか、あるいは、県全体の見地から見た場合、その違いを調整する必要もあるかなと思っております。

すなわち、今のお話ですと「圏域ごとに策定をしていく」ということなんですが、圏域ごとの調整とかが必要な場合にどういうふうにされるのか、教えていただきたいと思えます。

<朝日議長>

それでは、事務局からお願いいたします。

<事務局>

お答えいたします。圏域ごとに委員の先生方に入っていただいてですね、各圏域でご検討いただきますけども、おっしゃるように全体のバランスの広域調整、広域間の広域調整といったことも必要になると思いますので、別途ですね、その各検討委員会の中から代表の委員の方に集まっていただいて「幹事会」というものを設置して、全体調整、圏域間のいろいろな調整をして、それをまたフィードバックするというかたちで進めていきたいというふうに考えております。

<朝日議長>

3番委員の松本委員、よろしいでしょうか。

<松本委員>

ありがとうございます。そういうかたちで全体のバランスを取ってもらえればいいと思いますし、やっぱり、圏域同士でまた協調して、1+1を3にするような、そんなことになれば良いかなと思います。ぜひお願いしたいと思います。

<朝日議長>

ほかにご質問、ご意見ございましたら、ご発言をお願いします。

それでは、ご意見がないようですので、圏域マスタープランの内容について、当審議会に調査審議をし、その結果を三重県に答申することといたします。

また、事務局からの説明にもございましたように、詳細な調査審議は、検討委員会を設置し、検討委員会の調査審議状況を随時、当審議会に報告をいただくことといたします。

以上につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認することといたします。

それでは、第1771号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」事務局から

説明をお願いします。

<事務局>

三重県県土整備部建築開発課の中根と申します。少し長い説明ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

議案書第1771号議案につきましては、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁の三重県知事から付議させていただく案件であり「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ご審議いただくものでございます。

まず、案件のご説明の前に、建築基準法第51条と都市計画審議会の位置づけについて、ご説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

建築基準法第51条では「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場……2行目に行きますと、その他政令で定める処理施設の用途に供する建設物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければならない」と規定されてございます。

しかし、同上のただし書きにおきまして「県が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築、増築する場合においては、この限りではない」と規定されております。

この「その他政令で定める処理施設」とは、建築基準法施行令第130条の2の2で定められておきまして、廃棄物処理法施行令第5条の、いわゆる、一般家庭から出されたごみを処理します「一般廃棄物処理施設」、それと、いわゆる、事業所から排出された廃棄物を処理します「産業廃棄物処理施設」ということで、こちらが、廃棄物処理法施行令第7条の施設になってございます。

この産業廃棄物7条の処理施設が、次のスライドになります。

スクリーンの表は、その第7条の産業廃棄物処理施設の一覧でございます。

今回、ご審議いただきます施設は、第7号に規定します「廃プラスチック類の破碎施設」に該当し、1日あたりの破碎能力が5tを超えることから「産業廃棄物処理施設」に該当します。

このことから、建築基準法51条ただし書きの規定に基づく許可申請が提出され、許可するにあたり、当審議会においてご審議いただくものでございます。

建築基準法51条ただし書きの流れでございます。

左から、申請者が受付窓口であります市町に申請書を提出しまして、市町が意見書を付けて県に送付しております。

県で審議しまして「支障がない」と判断しましたので、都市計画審議会に付議をさせていただいております。都市計画審議会においてご異議がなければ、県が許可するという流れになってございます。

なお、下の吹き出しにございますように、県の都市計画審議会が扱う案件は、一番下に書いてございます「産業廃棄物処理施設」のみであり、それ以外の卸売市場から一般廃棄物処理施設につきましては、市町の都市計画審議会にて審議されております。

建築基準法51条と都市計画審議会の位置づけについて、ご説明は以上でございます。

それでは、今日ご審議いただく案件について、引き続きスクリーンによりご説明いたします。

まず、施設の概要についてです。

名称は、「産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破碎施設）」でございます。

申請者は、「三重中央開発株式会社 代表取締役 金子文雄」でございます。

敷地は、「伊賀市治田字北福沢3651-1の一部」。

敷地面積は、「17,021.12㎡」。

処理能力は、「1日（稼働時間11時間）あたり、8.71t」となっております。

次に、この施設の許可と申請の概要ですが、平成13年に既にこの施設、建築基準法第51条ただし書きの許可を「廃プラスチックの一般廃棄物処理施設 1日あたり25t」として取得しております。

今回の計画では、既存の処理施設の稼働率を上げ、産業廃棄物である廃プラスチックの破砕について新たに許可を取り、1日あたり8.71t行くと共に、一般廃棄物や廃プラスチックの処理量を「25t」から「36t」にする計画となっております。

先にご説明しましたとおり、産業廃棄物である廃プラスチックの処理能力が5tを超えるということで、廃棄物処理法施行令第7条の「産業廃棄物処理施設」に該当し、建築基準法第51条ただし書きの許可が提出されております。

なお、一般廃棄物である廃プラスチックの増加につきましては、平成13年の許可量25tの1.5倍以内が36tになりますので、建築基準法施行令第130条の2の3に基づきまして、建築基準法51条ただし書きの許可は不要となっております。

ここで示しております処理量の数値ですが、廃棄物処理法に基づく施設の許可時の表記がございまして、一般廃棄物は「搬入量」を示しております。

産業廃棄物につきましては、「破砕機的能力」を示しております。

このように、それぞれの数値の基準は異なりますが、同じラインの工程で処理されているものでございます。

次に、伊賀市の都市計画区域と申請地の関係でございまして。

伊賀市では、「上野都市計画区域」を中心に「阿山都市計画区域」、「伊賀都市計画区域」、「青山都市計画区域」の4つの都市計画区域で構成されており、申請地は上野都市計画区域の、西の境界線上付近に立地しております。

次に、位置図により、申請地の位置をご説明いたします。

スクリーンの右上側が北となっておりまして、スクリーンの右側に伊賀鉄道の上野市駅、それから、伊賀市役所が位置しております。

申請地はスクリーンの中央を走るのが名阪国道でございまして、左のほう、赤で示しております白樫インターチェンジの南側付近に展開しております三重中央開発株式会社の事業敷地内でございます。

なお、この位置は上野都市計画区域の市街化調整区域となっております。

申請地の周辺の状況ですが、南側には北山川がありまして、予野川に合流してございます。また、名阪国道を経て北側には、治田川が流れてございます。

計画図により、敷地付近の詳細な状況をご覧ください。

スクリーン上部、紫色で左右を結ぶ太線が名阪国道でございまして。

右のほうに、白樫インターチェンジがございまして。インターチェンジから画面上下に走るオレンジ色の線、この道路が県道上野島ヶ原線でございます。その途中、左から黄色で示します、市道西出鉢屋線が接続してございます。

この市道 西出鉢屋線沿いに、赤の斜線で示しました申請地がございまして。

また、その周囲、市道西出鉢屋線を挟んで、赤色の点線で囲みました区域、これが三重中央開発の事業地となっております。

この事業地の隣接地の北側（上側）でございまして、名阪工業団地が位置しており、工場が立ち並んでございます。

次に、敷地の拡大図でございまして。敷地内の建物配置図となっております。

赤線で囲んだ区域が、先ほどハッチングしました申請地になります。

画面上の紫色の大きな施設、これが「選別施設」。その下、右から青色で示します「水処理施設」。次の緑色が「受入ヤード」。黄色が「手選別施設」。オレンジ色が「光学選別・破碎・洗浄施設」。そして、一番左の赤色が「リサイクル施設」。さらに、下のすごい小さな水色の施設が、この処理施設の事務所となっております。

これらの建築物のうち、まず紫色の選別施設、一番上の選別施設で廃プラスチックの受入選別作業をしまして、その下の受入ヤードのほうへ搬入をいたします。

では、この受入ヤードからのあたりを、次に拡大してご覧いただきます。

先ほど、スライド中央にありました、処理施設の平面になりますが、赤色で囲んだ建物が作業関係の建物になってございます。赤色で囲んでない、右の黄色で囲んだ施設は、附属棟の水処理施設になっています。

リサイクルの処理は全体として、この受入ヤードから、左へ向かって進みます。

まず、受入ヤードへ廃棄物を入れ、コンベアで廃棄物を搬入いたします。

次に、手選別施設において、手作業と機械により、廃棄物の選別を行います。

次に、光学選別・破碎・洗浄施設において、更に機械選別をして、続いて、破碎・洗浄・脱水・乾燥を行うものでございます。

この建物の中央、今、示しました緑色の線で示す部分が、壁で囲まれた部分でございまして、許可対象の破碎施設が設置されてございます。

最後に、一番左のリサイクル施設において、再利用の原料となります「ペレット」を製造いたします。

処理に係る施設と工程は以上ですが、工程上で必要となる水、先ほどの洗浄等の水でございまして、スクリーンの右側のオレンジ色の附属棟「水処理施設」において、循環し再利用しているため、処理施設からの放流はございません。

それでは、敷地の位置の妥当性につきまして、スクリーンに示します7つの観点において整理しましたので、順にご説明いたします。

1が、「上位関連計画及び周辺状況」。2が、「施設計画」。3が、「事業計画」。4が、「周辺環境に関する影響」。5が、「搬出・搬入」。6が、「関係機関との協議」。最後に7が、「地元との協議における妥当性」となります。

まず、1番目の伊賀市都市マスタープランの整合性についてご説明いたします。

スクリーンには、伊賀市都市マスタープランの土地利用区分図を表示してございます。

赤で示しました位置、これが申請地になります。ここで図の凡例で示しますように「農住ゾーン」は薄い黄緑色でございまして、比較的広範囲に位置づけられており、また「工業用地」はグレーで示しておりますが、この図において点在しております。

申請地の位置は、この「農住ゾーン」の中の「工業用地」及びその隣接に位置しており、名阪国道のインターチェンジ周辺として、今後も交通利便性を活用した工業系土地利用の維持に努めると共に、自然環境や交通環境の整合を図りながら、適切な誘導を進めることとされております。

また、申請敷地は、平成19年にリサイクル及び中間処理施設として、都市計画法29条に基づく開発許可を受けた区域の一部にございます。これらの土地利用の位置づけから「土地利用は妥当である」と判断してございます。

また、敷地の周辺の建物の状況は、申請地の境界線から最も近い住宅地である、名阪青葉台住宅団地ですが、申請地の境界線から360m北西にございます。

それと、最も近い教育施設等として、予野保育園が約1.5km南にあります。

このことから、それぞれ影響を避けられるものと判断してございます。

以上において「土地利用において妥当である」と判断してございます。

次に、2番目の「施設計画の妥当性」でございます。

今回の処理施設は、搬入された産業廃棄物の廃プラスチック類を、選別処理したうえで破砕処理し、成型処理して、プラスチックのチップに再生材としてリサイクルするものがございます。手のひらに乗っているのがチップでございます。スクリーンの青色で囲んだ工程のための施設となっております。

なお、選別されなかった廃プラスチックや、処理過程において発生した残渣につきましては、画面下のほうにあります、三重中央株式会社の敷地内にあります別の施設において、焼却処理しまして、埋め立て処分を行います。

これらの工程において、今回の計画は、現在、建屋内に設置されている破砕施設であります。破砕機の新設はございません。

また、いずれも建屋内での作業であること、さらに、2機の破砕機は、いずれも屋内の防音壁に囲まれた場所に設置されてございます。

このことから、処理に必要な施設を有しており、また、必要なスペースが確保されているため「妥当である」と判断しております。

次に、3番目でございます「事業計画の妥当性」でございます。

操業体制及び操業時間は現在と変わらず、17人の作業員により、午前8時から午後8時までの、昼休み1時間を除く、11時間を予定してございます。

また、施設については、定期的に点検清掃を実施して、施設の管理と共に衛生管理を行います。

以上により、操業体制において問題はなく、安全性の確保も図られているため「事業計画において妥当である」と判断しております。

次に、4番目の「周辺環境の妥当性」についてでございます。

まず「騒音・振動」の項目についてでございますが、推計では、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則で規定する規定値を下回っていることを確認しております。

具体的には、表で示しますように、操業時間における敷地境界の騒音レベル、午前8時から午後7時までの基準値が60dBであるのに対し、推定値が56dB。午後7時から午後10時までが、55dBに対し、49dB。

また、下の表は振動レベルについてでございますが、午前8時から午後7時までの排出基準値が65dBに対し、推定値が30dB。また、午後7時から午後8時までが60dBに対し、推定値が30dBとなっております。

これら「騒音・振動」については、敷地境界において、年2回測定していくこととしております。

これらのほかの項目でございます「安全・衛生パトロール」を月1回実施し、臭気については、1日1回測定することで、基準値を確保する計画です。

なお、全体事業地は、悪臭防止法の特定悪臭物質による規制区域内にございます。悪臭が発生する、ほかの建屋におきましては、化学反応材の消臭剤を噴霧するなどの処理を講じております。

次に、施設の使用水である水は、先ほどご説明しました、循環処理施設で処理を行うため、施設からの放流はありません。

なお、雨水排水につきましては、前面道路の市道の側溝に排水溝、調整池を通過して、治田川に流入する計画でございます。

以上により、周辺環境に与える影響を低減する対策により、基準に適合させる計画であることから「周辺環境対策において妥当である」と判断しております。

次に、5番目の「搬出・搬入路の妥当性」についてでございます。

先ほどの、白檜インターから事業地までの、比較的進入量の多い 県道 上野島ヶ原線の幅員は約 9 m でございます。

また、他の市道、西出鉢屋線 等の幅員は約 5.5 m～6.5 m となっております、これらの道路を通行する際には、図のように作業の経路を 1 方向にすることで、交通負荷の低減を図ってございます。

スクリーンでは、白檜インターチェンジから申請地までの赤色の矢印が搬入路、申請地からインターまでの青色が、搬出の経路を示してございます。

また、搬出・搬入路の幅員、経路のほか、産業廃棄物の搬出・搬入の車両台数は、本施設で 1 日当たり、廃棄物車両 10 t 車、1 台になっています。

なお、一般廃棄物の搬出・搬入車両は、1 日当たり、廃棄物車両 10 t 車、4 台程度でありまして、前回と比較して 1 台程度の増加の予定でございます。

さらに、搬出・搬入路沿いには人家が少なく、通学路にも指定されていないうえ、県道上野島ヶ原線と市道西出鉢屋線の交差点に、搬出・搬入を行う 7 時から午後 5 時までに誘導員を 1 名、常駐させております。

搬出・搬入路に対しても適切に誘導できるのを確認しており「搬出・搬入路において妥当である」と判断しております。

次に、6 番目「関係機関との協議における妥当性」についてでございます。

環境部局の協議においては、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議を終了し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の規定によります、産業廃棄物処理施設の設置の許可に向けて、現在、手続きを進めており、51 条ただし書きの許可も、今日のご審議で了承を得られれば、同時に許可を行なっていく予定でございます。

また、開発部局の協議においてですが、先ほどご説明しました、既に都市計画法 29 条の許可を受けているほか、今回、新たな造成等もありませんので「新たな許可は不要」との回答を受けてございます。

以上により、「関係機関の協議において妥当である」と判断してございます。

最後に、7 番目の「地元との協議における妥当性」についてでございます。

伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱に基づきまして、本事業について、本申請地が存する予野地区・治田地区及び水利組合の同意を得てございます。

また、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、当該敷地境界から 100 m の範囲内の事業者及び居住者の 80% 以上の同意が必要としているところ、100% の同意を取得してございます。

さらに、許可申請書の進達時におきまして、伊賀市からも「敷地の位置は都市計画上、支障がない」旨の意見を得ております。

なお、地元との関係につきましては良好で、従来どおり臭気等の苦情もなく、今回の計画における苦情もございません。

以上により、「地元及び市との協議において妥当である」と判断してございます。

以上、7 つの観点により妥当性を判断し「都市計画上、支障がないと認められる」と判断してございます。

スクリーンを用いた説明は、以上でございます。

続きまして、お手元の議案書のご説明をいたします。

議案書 1771 の 1 ページからでございます。1 ページから 1771 の 3 ページまで、先ほどスクリーンを用いてご説明しました内容のとおり、施設の概要と「都市計画上、支障がない」と判断した 7 つの理由を記述してございます。

続きまして、これも先ほどスクリーンでご説明しました図と同じでございますが、4 ペ

ージは位置図を、5ページは計画図を、それから、6ページは配置図、7ページは処理施設の平面図、最後に1771の8ページは、搬出・搬入路図を添付してございます。

1771号議案の説明は、以上でございます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

3番委員の松本委員、お願いします。

<松本委員>

すみません。ちょっと分かりにくかったこともあるので、質問も含めていくつか意見を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、今回、これまで一般廃棄物25tを受け入れていたのを、まずはそれを1.5倍ぐらいに増加させるんですね、36tに。はい、分かりました。そうすると、プラス産業廃棄物の廃棄プラスチックも受け入れるということで良かったですか。

<事務局>

はい。まず、一般廃棄物につきましては「処理量の増加」と申し上げたのが、機械は入れ替えないんですけれども、今まで70%程度の能力で稼働していたのが現状ですが、36tに増やすということで、それを受け入れるということでございます。

それと同時にですね、産業廃棄物の許可を新たに取るということで、産業廃棄物は今、別々に受け入れをしていますので、ごちゃごちゃに入ってくるわけではなく、一般廃棄物は一般廃棄物で入ってまいりまして、産業廃棄物は産業廃棄物でまた、その産業廃棄物の収集先からトラックが入ってくるわけですが、そちらが今回、新たに許可を得て処理を行いたいということでございます。

<松本委員>

それは「これまでに加えて」ということですよ。

ですから、ここで審議すべきと言いますか、許可を求めている部分は、産廃のほうですよ。それで、一般廃棄物のほうは、もう許可が必要ないと。そのまま「無許可」というわけではないですけど、そのまま拡大できるということなんですけど、一方でトラックの搬入に関して、運搬車に関しては、この元々「3台」というのは、一般廃棄物等25tあったので3台にまとめて、今回、一般廃棄物の増量+産業廃棄物を加えて「4台」ですか。

<事務局>

この辺がちょっと分かりにくいんですけど、一般廃棄物と産業廃棄物を同時に受け入れるということはございませんので、産業廃棄物が入ってくるときは、産業廃棄物だけが入ってくるわけでございます。

ちなみに、ほとんどのときは一般廃棄物だけを処理してございまして、聞くところによると「一般廃棄物が少ないときに産廃を受け入れるか」というぐらいのところでございます。

それで、1台というのが、いわゆる10t車、それから、処理量25tということで、ちょうどそれを10tで割るとですね、3台分ということになりますので、そういう表記をしております、先ほどご質問いただきました、足し算という意味ではございません、別々の時に1台、または4台、ということになるということでございます。

<松本委員>

分かりました。ありがとうございます。

そして今回、選別して、再生するのは再生していくんですが、再生できないものに関し

ては焼却して「敷地内に埋立処分される」と言われましたよね。その量もじゃあ、単純に1.5倍ぐらいに増える、あるいは場合によっては、産廃も受け入れてもっと増える可能性があるかと思うんですが、その埋め立てののところに関しては、何か審査というか、評価というかされるんですかね。

<事務局>

焼却につきましても、容量が増えることはございません。その燃やした灰を埋め立て処分ということなのですが、かなり減量したものでございます。

こちらについても、現在、この事業敷地内で埋め立て処分場を設置しておりますので、聞くところによりますと「あと40年ほどの埋め立てが可能である」というふうに聞いております。

<松本委員>

もちろん量的なものも、あと、環境的な影響とか地下水だとか、そういったところは大丈夫なんですか。

<事務局>

こちらのほうはですね、別途、産業廃棄物の埋め立て等の許可を得てやっておりますので、問題ないと考えております。

<松本委員>

それは、産廃という新たな廃棄物の処理に関しても「今までの許可のとおりで問題ない」ということでよろしかったですか。

<事務局>

はい。そう考えてございます。

<松本委員>

さあ、そしてですね、今回、市街化調整区域で名阪国道もあって、場所としては良いところだと思っておりますが、将来的にですね、ここをもっとちゃんと都市的な位置づけをして、周辺も含めて整備を行なっていくつもりなのか、このようなかたちで市街化調整区域のままでこのまま拡大とかをしていくのか、その辺の方針はどうなっているんでしょうか。

<事務局>

近々の話としてはですね、今、この許可をする時点において、伊賀市で「都市的に整備をして、ここをそういう施設を立地する場所にしていきましょう」という話は聞いてございません。

それで、この施設も結構古い施設でございまして、現在、工業施設に隣接した一体地域ということで、伊賀市として「今後も認めていく」という方向でございまして、特段その「都市計画的にどうしよう」という話を聞いているわけではございません。

ただ、ちょっと、伊賀市ですね、この説明、都市計画が代わるという話しですので、都市計画課のほうから説明します。

<事務局>

すみません、説明変わりました、都市政策課の橋本です。

次の説明でもさせていただく予定なんですけど、伊賀市の都市計画区域については、合併後の再編ということで今、検討を進めているところでございます。

その中で、この地域は、名阪国道沿いの利便性を活用した工業の一体的な集積等も考えながら活用していくという構想で、市の条例の中で位置づけを明確にしていきたいというふうに考えているところで、都市計画上の規制ではございませんが、明確に地域の中へ入って、ご説明を続けさせていただいているというような状況でございます。

<松本委員>

はい、分かりました。

都市計画が変わるので、どうかたち、いろんな方向があると思いますが、やはり、都市計画的にも「将来的な整備も位置づけて認めていく」という方向のほうが、望ましいのではないかなと思いますので、そのとき、そのときで出てきたものを審議するよりは、ちゃんと将来的な展望も含めたかたちで位置づけることが望ましいなと思っておりますので、またそれをご検討いただければありがたいなと思います。

以上で終わります。

<朝日議長>

今、さまざまな観点ですね、お話をいただいたんですけども、そのことも踏まえてですね、ご質問等ございましたら、ご意見のほうを、お願いいたします。

8番委員の春山委員、お願いいたします。

<春山委員>

今、この位置図を見ていると、すぐお隣が奈良県になるわけなんですけれども、都市計画のやり方として、奈良県などこの協議をしているのだろうか、今、前に来られたときにも排気が **【発言内容聞き取れず】**。

産業廃棄物をどこから運んできて、どこへ運び入れていくのかという道路の話を伺っています。

だから、関西方面のところから運び入れるというようなお話は伺いました。とすると、隣に抜けていく、その奈良県との間では、どんなかたちでその情報というのはいきあっているのかというようなことは、少し気になったところです。

それから、もう一つ私、そのときにはうっかりして、あまり丁寧には聞いてはいなかったんですけども「産廃の中では埋め立て処分もする」というようなことも今、出てきたんですけども、そうすると、どこにどのようなかたちでそれが埋められていくのか、その過程については私は、今の状況、ご説明の中では、あまりはっきりとした認識を持つような状況じゃなかったもので、それについてもお話をいただけるとありがたいかなというふうに思います。

と言いますのも、その地層処分なんていうのは今、大変大きな問題で、国では扱っているものなんですけど、いわゆるこの「どうやって分別するものなのか」によって、地下水に影響が大変大きく出てくるというのは、よく知られている事実なんですけれども、その場合、ここではどういうふうに埋め立て、埋め込んでいくのか、また、あるいは「どのくらいの厚みで、どういった地層のところに入れようとされているか」というようなことも含めてご説明をいただけるとありがたいかなと思います。

<朝日議長>

それでは、事務局のほう、お願いいたします。

<事務局>

まず「奈良県との協議」なんですけれども、今回、許可にあたりまして「伊賀市の都市計画」ということをございまして、特に奈良県と協議をしてはございませぬ。

収集エリアは今、委員おっしゃったように、一般廃棄物については神戸市や西宮市でありまして、産業廃棄物は滋賀県の業者と契約する予定というふうに聞いておりますが、すべてその名阪国道を通過して搬入しておりますので、特段その、奈良県にあたるインパクトは少ないのかというところで、協議までは行なってございませぬ。

次に、「埋め立て処分」についてでございます。

「産業廃棄物については埋め立てる」というふうなかたちでございますが、ものにつき

ましては、一般家庭から出る廃プラスチックというもの、お菓子の袋とかですね、そういったものですね、プラスチックのものを普通の施設でしたら燃やしてしまうわけですが、今回の処理施設はその焼却の前に一旦、再利用をするという施設が今回の施設でございまして、産業廃棄物と言いましてもむしろ純粋性が高いもの、一般廃棄物である廃棄物というのはもう、ぐちゃっといろいろ、プラスチックのごみが入っているわけですが、産業廃棄物は割と工場で出た排出物であるとか、そういったもので割と種類は限られたものが、廃棄プラスチックとして出るわけでございます。

焼却におきましては、ですので、一般的な一般廃棄物と何ら変わらず焼却できるものと考えてございまして、次に「埋め立て」になります、(敷地の地図、もう少し拡大して。事業地、全部の地図) こちらのほうで、焼却施設はですね、この辺に焼却施設がございまして、こちらで燃やした後ですね、この辺り全体が埋め立て処理の場所になっています。

当然、埋め立て処理の処分場を作るときはですね、今現在も増設するというので、環境部局と協議をしているところもあるんですけども、地下水の浸透がないように、許可基準に照らして許可されているというところを聞いておりまして、ちょっと詳細につきましては、少し分からないところもございまして、適正に法律に基づきまして地下水の浸透に対策をしているというふうに認識をしております。

<朝日議長>

8番委員の春山委員、どうぞございましょうか、今のお話で。

<春山委員>

「適切に処理をされている」というところを信じるということになりますけれども、やっぱり物を廃棄したり、また、あるいは貯めていく、実は私あまりこの右側にある、あるいはその、これで言うと下というか南側にある、施設がどういうものなのかというところまで、あまり深く考えてなかったものですから、前回、職員の方に来ていただいたときには質問しなかったんですね。

それで「これは何ですか」と。丘陵を切って、その部分のところを埋め立てができるようにしているものなんですか、それとも、治田川が作っているその沖積地を切って、作っているものなのですか。

また、あるいは、埋め立てる前にどのくらいのビニールシートなんかで漏れが出ていかないように加工しているのですか。

そこは、分かったら教えていただけますか。

<朝日議長>

事務局、お願いいたします。

<事務局>

環境サイドで審査をしている範囲にはなるんですけども、まず、最終処分場のお話について、もう一度、補足させていただきますが、2年前に20年分の埋め立てとして可能な最終処分場がオープンしています。

現在も敷地内最終処分場を計画しており、その部分も図化されてございまして、40年分の埋め立てが可能である最終処分場を計画といった内容でございます。

その計画におきましては、建築部局ではなく、環境部局におきまして、環境審議会にもあたり、今回ご審議いただく事項には該当しません。都市計画法ではなく、環境の見地の中で最終処分場の計画を審査していただく環境影響評価、それから、今日もご指摘をいただきました地層に含む廃水を浸透させないシートで覆うとか構造面も含めてですね、環境影響評価であるとか環境の審議会において、現在、その40年分の新しい施設につきまして審査中でございます。

その中で「適切に処理が可能」と、最終処分場として適しているものを利用しているというふうに考えているような状況です。

<朝日議長>

今のお話ですと環境影響評価、それから環境審議会のほうで、こちらは議論される内容ということで判断してよろしいのでしょうか。

<事務局>

最終処分は、残渣について焼却されたもの、例えば、焼却のお話もそれと最終処分場につきましても、環境サイドで適切に審査をされた施設を利用するということ。

それから、焼却につきましてもご指摘がございましたが、焼却につきましては「特定有害産物の処分許可」というものを取得しており、環境サイドでいくつかの規制がございます。

その許可を取得したうえで焼却処分をしているというふうに把握しておりますので、いずれも、環境サイドの許認可、それから審議において、適正な施設を今回も使用しているというふうに考えております。

<朝日議長>

8番委員、春山委員いかがでしょうか。今の事務局からのご説明ですけれども。

<春山委員>

一応、すべて安全サイクルにしているというのであれば、それで良かろうと思います。

<朝日議長>

こちらの審議会では、むしろ、この施設の土地利用に関してということ、環境の部分ではなく「土地利用に関して」ということだったかと思います。その部分が本審議会で検討する事項になっております。

つまり、ここの審議会で議論した内容、それ以外の部分の今の安全性ということなど、今、お話がいくつかありましたけれども、地層についての処分等の安全性であるとか水質の問題というのは、環境審議会及び環境評価の内容に関わるものということで、この審議会の議論の内容ではないと判断してよろしいでしょうか、事務局。

<事務局>

今回 付議せていただいているものにつきましては、建築基準法に基づく敷地の位置でございます。

それから、先ほど申しあげました「環境審議会」につきましては、最終処分場の審議でございますので、今回の敷地の立地につきまして、連動している環境上の制度としましては、先ほどご説明いたしました、産業廃棄物処理指導要綱に基づく手続きでは、市の環境の事前協議も終えておりますが、関係部局との協議を経ており、その後、廃棄物処理法に基づく施設の許可をすることとしています。

先ほどもご説明をさせていただきましたが、そちらの審査を待って、51条の敷地の位置についても「同時に許可」というふうにさせていただきますので、あくまでも環境面については、今後、廃棄物処理法に基づく施設の許可を待って、慎重に見たい、合わせていきたいと考えております。

<朝日議長>

8番委員の春山委員、いかがでしょうか。

こちらで審議される内容というのは、この土地利用の在り方ということになりますので、その環境面の部分は除くかたちです。環境面が、その環境審議会を通ったならば、こちらと同時にいうかたちにはなっていくということにはなりません。

<事務局>

申し訳ありません。施設の許可につきましては、幹事の方も出席していると思っておりますけれども、環境審議会を経ることはおそらくないと思っております。審議を受けるのは、最終処分場で、今、ご指摘いただいた内容について、補足をさせていただきましたが、同時に許可をする産業廃棄物の処理施設の許可は、別途審査をしていると。環境部局でも、大きな審議会を経てということではございません。

<朝日議長>

そうすると、こちらで審議されている内容と環境審議会で検討される内容というのは、両並行で走っていることですね。

<事務局>

そうですね。より環境に、先ほどご指摘があったような排水ですとか、悪い空気、排気、臭気。そういった観点から、環境の要素を審査をしていただくのが、廃棄物処理施設の許可の際に行なわれることだと思います。

<朝日議長>

8番委員の春山委員、よろしいでしょうか。

<春山委員>

良いとか悪いとかでなくて、単に私の意見なんですけれども、もし同じ地域に対して、2つの諮問委員会がある。そうしたならば、そのところは何かのブリッジをかけていかないと、相互で問われていること、意義があること、意味があることというのが、通じにくい状況が作られていくのではないかという懸念はあります。

ですが、これは「反対する」という意味ではありません。

<朝日議長>

ただし、両方でそれぞれ議論されている内容のものが通っていかなければ、これは最終的に業務ができないという、つまり今回出されている業務ができないということになりますので、そこは重要な観点かとは思いますが。

ですから、ここで審議されていること、それから、環境審議会のほうで検討されていることというのが、両並行で走っていながら、最終的には「業務が執行するかどうか」というのは、両方なければ執行できないということになるんじゃないかと思っております。そのあたりを事務局にお聞きしますが、その判断でよろしいでしょうか。

<事務局>

はい。おっしゃるとおりでして、委員おっしゃるように相互にブリッジというかですね、今回も今、説明しましたように、環境の執行分は詳細に環境部局の方であるので、今、事前協議から許可申請までされておりまして、こちらとは情報共有しながらですね、その出た意見も含めまして、しっかりと把握しております。

環境の面につきましては、そちらでまず審議をしていただきながら、ウチのほうも同時許可というかたちで「都市計画上、支障がない」という判断をすれば、そういうことを環境部局にお伝えしまして、同時に許可をしていきたい、というふうに考えてございます。

そういう意味で少し、環境サイドの一部とこの建築サイドの一部というのを、しっかり連携してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

<朝日議長>

事務局から、以上のようなご説明もございました。

その他の面についても、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

<松本委員>

自論、1点だけ。

<朝日議長>

はい。3番委員の松本委員お願いいたします。

<松本委員>

なんか前もこんな議論をしましたかね。我々としては、要はここに施設を建てます、容量を増やします、そして、それを処分場へと最後どこかへ持っていくんですけど、その持って行くのを、どこへ持って行くのか考えずに許可してしまうというのはまずいということだと思っております。

増えました、出ていきます。その出た先でも大丈夫ですよ、というのを我々は知ったうえで、そのうえで「じゃあ、この施設、良いかどうか」というのを判断したいということだと思っております。

ですから、詳細はここでご説明いただいたと思っておりますが、その最終処分のほうは環境のほうで、問題なく審査させてもらっていますとそういうのが欲しいです。それを前提として「だったら、この容量アップだったら、この場所でも良いよね」という、そういう審議ができるかと思っております。

ということだと思っておりますので、まったく我々、その後、関係がないというわけではないと思っております。依存関係ではあると思っておりますので。

でも、先ほどの話で、環境審議会のほうでは、ちゃんと審議されていて、専門的な立場でちゃんと審議されていて、場合によってはそれを受け入れないよということになれば、差し戻しもあるわけですよ、ということです。

ありがとうございます。

<朝日議長>

松本委員、ご指摘の点ありがとうございます。その点が、大変重要かと思っております。

今、お話があったとおりですね、それぞれの審議会等で対象となる部門が違うところで本来、それぞれのその目的に合わせて審議をされるということが重要にはなっています。我々の役目としてはそういうことなんですけれども、そこにはやはり「環境面のところも把握したうえで検討したい」というところも多少ともあり、その先の部分も一応、見ておきたい、という部分もある。そのような情報もいただきたい、という意味でございます。

前回もそのような話もありましたので、このような審議のときには、環境面の情報もあわせて、こちらの中でお話いただけるようなかたちで、ご説明いただけると大変、議論が深まると思っております。

よろしいでしょうか。いろいろご意見、ご質疑をいただきましたけれども、ここの審議会の内容の点では問題となるような点がありませんでしたので、原案が適切であると判断したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

よろしいでしょうか。それでは、ご異議がありませんので、第1771号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、原案が適切であると判断いたします。

特定行政庁 三重県知事に原案どおり答申いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

「伊賀市の都市計画区域・都市計画の変更について」です。

事務局から説明をお願いします。

<事務局>

都市政策課の橋本でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項として「伊賀市の都市計画区域・都市計画の変更について」、ご説明

いたします。この内容につきましては、3月の都市計画審議会に報告させていただいておりますが、その後の経過についての報告です。

本日はですね、審議会の委員の皆さま、大きく変わられているというところもありまして、都市計画の変更の概要についても、簡単ですが説明をさせていただいて、進めさせていただきたいと思っております。

前方のスクリーン、またはお手元の参考資料をご覧ください。

先ほど議論をいただきました、丁度、1771号議案の伊賀市の都市計画でございます。

伊賀市内の都市計画区域につきましては、平成16年、上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町の1市3町2村が合併しまして、今の伊賀市がございます。

都市計画といたしましては、上野・伊賀・阿山・青山の4つの都市計画区域がございます。

都市計画区域と都市計画の変更の概要について、ご説明いたします。

スライドの地図をご覧ください。左側が都市計画区域の現状でございます。右側は今回の変更案ということでございます。対比しながら見ていただければと思います。この地図における変更点は、2つあります。

1つは、伊賀市の4つある都市計画区域を1つに統合し「伊賀都市計画区域」とすることです。

この左右の橙色の線、ちょっと見にくいかもしれませんが、橙色の線が左側では4つに区分されていて、右側では、大きく1つに囲まれています。右側のように全体を統合したかたちで「伊賀都市計画区域」と呼ぼうということでございます。

もう一つの変更は、上野都市計画区域、左側の色のついた部分に設定されています区域区分、いわゆる「線引き」というものを廃止する内容になります。

左側の地図の上野都市計画区域の中で、黄色の部分が「市街化区域」、水色の部分が「市街化調整区域」です。4つの区域の内、この色がついているのは上野都市計画区域だけで、区域区分を適用して着色しています。

今回、都市計画区域を統合するにあたり、全体を区域区分、いわゆる「線引き」をなくすという判断となっております、色が今回、なくなっているのが、右側のほうで分かっていただけだと思います。

なお、右側で色が残っている黄色の部分が青くなった部分につきましては、建築物の用途を指定する「用途地域」をそのまま残していくということで、凡例にもありますように「用途地域」の凡例でございます。

この2点がですね、都市計画の変更点でございますが、伊賀市、これに合わせまして、伊賀市の「都市計画区域マスタープラン」というものについても、記載の変更を行なうこととしております。

また、上野・阿山・青山の都市計画区域の名称が変わることから、道路や公園といったような名称につきましても、都市計画区域の名称の変更に伴いまして、変更することを予定しております。

なお、右側の図でございますね、全体を緑色に着色しておりますが、これは伊賀市が区域区分に代えて秩序ある土地利用を図るために、自分のところの「自主条例」というものを適用をしていくということで、見ていただきますと、都市計画区域を越えて全域でその自主条例の範囲が示されているところでございます。

それでは、これまでの経緯について、ご説明いたします。伊賀都市計画区域の再編に向けた取組の経緯でございます。

平成16年、合併後に結ばれた協定におきまして「都市計画区域の設定については、新

市誕生後、一体的なまちづくりをするために調整する」ということになっておりまして、県におきましても、平成20年ですが「一市町は同一の都市計画区域を基本としましょう」という考え方でございます。

平成22年に都市計画区域の統合、それから、「全市統一した土地利用の導入」という考え方が伊賀市でマスタープランとして示され、同年、学識経験者や有識者で構成する委員会が立ち上がり、26年まで伊賀市民の皆さまの意見も聞きながら検討が重ねられてきました。

26年2月ですが、この検討委員会から伊賀市長に提言書が提出され、その中ではですね「都市計画区域統合を前提に区域区分は廃止し、自主条例により土地利用を管理していく」と、方針が提言されております。

平成26年以降は、県、伊賀市、それから、国も入りまして、都市計画部局や農地部局とも事務レベルの協議を重ねてまいりました。

平成27年2月、伊賀市は都市計画区域の統合や自主条例の概要などについて、順次、説明会を12箇所で開催し、翌年、28年11月21日には、伊賀市長より三重県知事に対して本件に係る都市計画の変更の要請がございました。

これは、本件に係る区域区分の変更や都市計画区域マスタープランなど、これが県決定事項であるため、伊賀市長から要請があったということでございます。これに基づきまして、県の都市計画部局においても、素案の作成を開始しております。

平成28年12月7日から1ヶ月間、名張市を含む伊賀地域の広域圏の都市計画の目標であります「圏域マスタープラン」を修正し、パブリックコメントなどの意見募集などを行ないました。その結果、特に意見の提出などはございませんでした。

29年3月22日に都市計画審議会を開催した以降、4月の14日から5月の1日までの間、区域マスタープランの変更と区域区分の廃止に関しまして、案を縦覧し公述人を募集いたしましたが、これにあたっての特に意見などはございませんで、5月の14日に開催を（予定）しておりました公聴会については、中止をしております。

平成29年4月18日から5月25日にかけて、伊賀市においては、地元説明会を引き続き実施されているような状況でございます。

平成29年4月24日から5月26日まで実施されました、伊賀市の適正な土地利用に関する条例案、それから、最近、県内でも行われています「立地適正化計画」の案につきましても、パブリックコメントが実施されている状況でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

現在は、国への事前協議が終わりましたら、9月に案の縦覧を行ない、本件につきまして、できれば10月の審議会にお示しをしてですね、答申をいただければと考えておりますが、何分、区域区分の変更がありまして、時間のほうを要している状況でございます。

その後、上手くいって11月に国との本協議が完了いたしましたら、同意を得まして、30年度以降にこの条例と併せまして、施行できるように変更の告示を行ないたいと考えております。

以上で、「伊賀市の都市計画区域・都市計画の変更について」の報告を終わります。

<朝日議長>

ありがとうございます。

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(意見なし)

<朝日議長>

それでは、ご意見等ございませんので、最後に、次回の審議会についての連絡を事務局からお願いします。

<事務局>

次回の審議会ですが、10月の23日を予定しております。

会場はここが取れませんので、ホテルのほうに会場を移すと思いますので、改めましてご報告をさせていただきたいと思います。

審議内容は、本日も審議いただきました、建築基準法51条ただし書きに関連する審議内容が2議案、それと、もう一つ、先ほども言いました、伊賀の都市計画区域の変更について何とか間に合えばですね、ご議論いただきたいなと思っております、3議案を予定しております。

それから、ちょっと先の話になりますが、12月の審議会、立て込んできますのであらかじめ調整させていただきました12月の審議会は、クリスマスになりましたが、12月の25日、午後で予定させていただきたいなと思っております。

3月につきましても、実は予定を回させていただいております、3月の28日、この日で今のところ予定しておりますので、ご予約のほうご都合つければですね合わせていただきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

<朝日議長>

ただ今の連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

<事務局>

ありがとうございます。

朝日議長には、議事の進行ありがとうございます。また、委員の皆さま方には、ご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして、第184回都市計画審議会を終了いたします。

さて、皆さま、朝日委員と齋藤委員におかれましては、任期満了にともない審議会へのご出席は今回が最後になります。両委員には、三重県都市計画審議会の委員として長らくご尽力をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、朝日委員におかれましては、8年間の在任中、本日も含め最後の2年間は、当審議会会長として審議会の運営につきましても多大なご尽力をいただきありがとうございます。

ここで、朝日委員から一言、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

<朝日議長>

お時間を頂戴いたします。

私は平成13年から平成17年、それからその後、山口大学で勤務しておりましたので、その間を除いた平成25年から本年までの計8年間、この三重県都市計画審議会の委員を務めさせていただきました。

三重県の各地域の都市計画、道路整備、それから土地利用の在り方等ですね、大変多くの審議に参加させていただく機会を頂戴いたしました。

また、この2年間については、本審議会の会長も務めさせていただくという、大変重要なご役目をいただきました。本審議会に出席されています委員の皆さまが、本日もそうですけれども、自由闊達にご意見を頂戴し、そして、さまざまな問題提起をしていただいたということ。この審議会の場合、議論の場として役割を持って行われたのではないかと

っております。

これもですね、本当に委員の皆さま、それから、三重県の事務局の皆さまの本当にご指導とご協力のおかげだと思っております。本委員を務めさせていただきました、このことに対してですね、最後に感謝とお礼を申し上げて、この退任のあいさつとさせていただきますと思います。

本当に、心からありがとうございました。

(拍手)

<事務局>

ありがとうございました。

それでは、審議会を終えさせていただきます。皆さま、お気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

(終わり)